

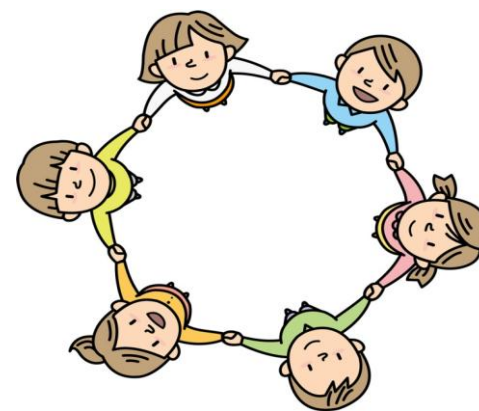
第27回 みんなと語ろう！

～いなむら市長とともに 車座集会～

切れ目のない子どもの育ち支援について

平成29年6月22日

尼崎市長 稲村 和美



子どもの育ち支援施策における現状と課題①（総合相談窓口）

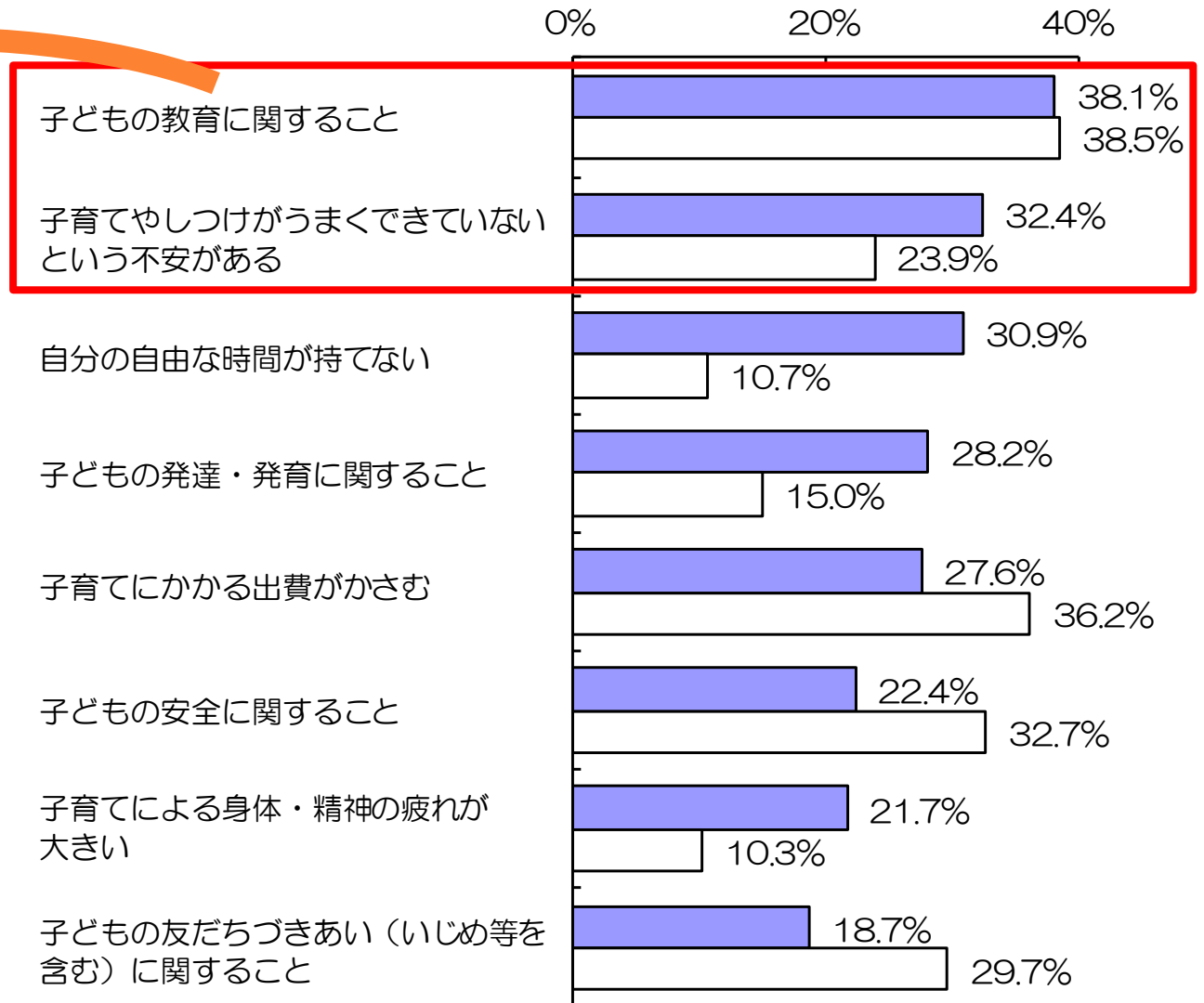
◆尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る保護者向けアンケート結果

主なポイント

- 子どもの教育に関する悩みや、子育てに不安を感じる保護者の割合が高い
- 身近な相談窓口で、相談できる内容の周知が不十分
- 子どもや子育て家庭が抱える問題に幅広く対応できる機関は、必ずしも多くない



■ 就学前児童保護者 (N=1,132) □ 小学生保護者 (N=1,082)



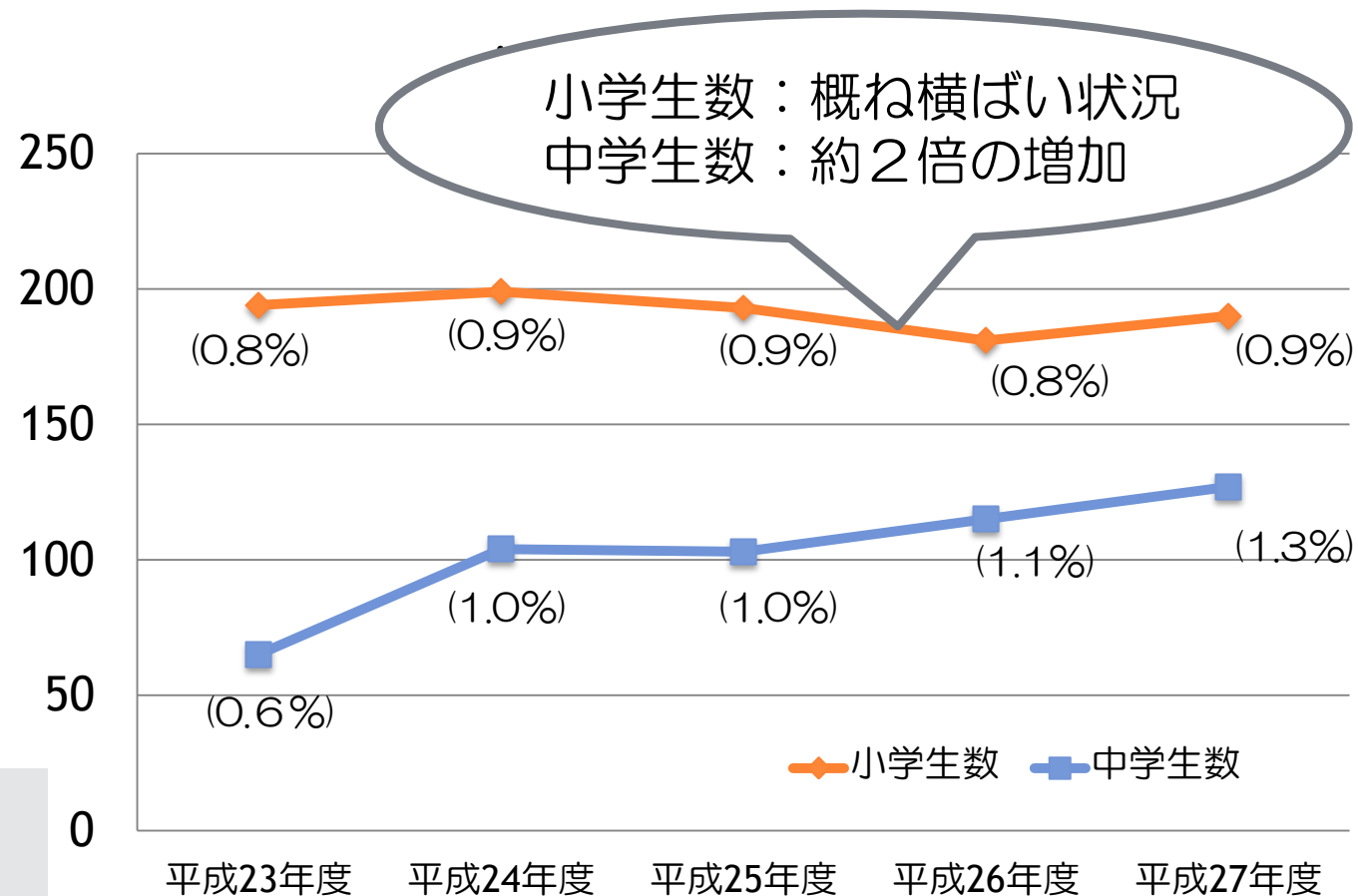
子どもの育ち支援施策における現状と課題②（発達障害）

【発達障害】自閉症、アスペルガー症候群その他の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

主なポイント

- 発達障害に関する正しい知識が広く市民に伝わっていない
- 就学前に行われている保健所や教育相談での支援内容が、就学後に上手く伝わっていない
- 発達障害が顕在化しやすいとされる4・5歳時における取組が弱い
- 発達の個人差と個人の特性の違いがわかりにくく理解に時間を要する

◆ 小学校及び中学校における学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の児童生徒数及び、児童生徒に占める割合



ちなみに...

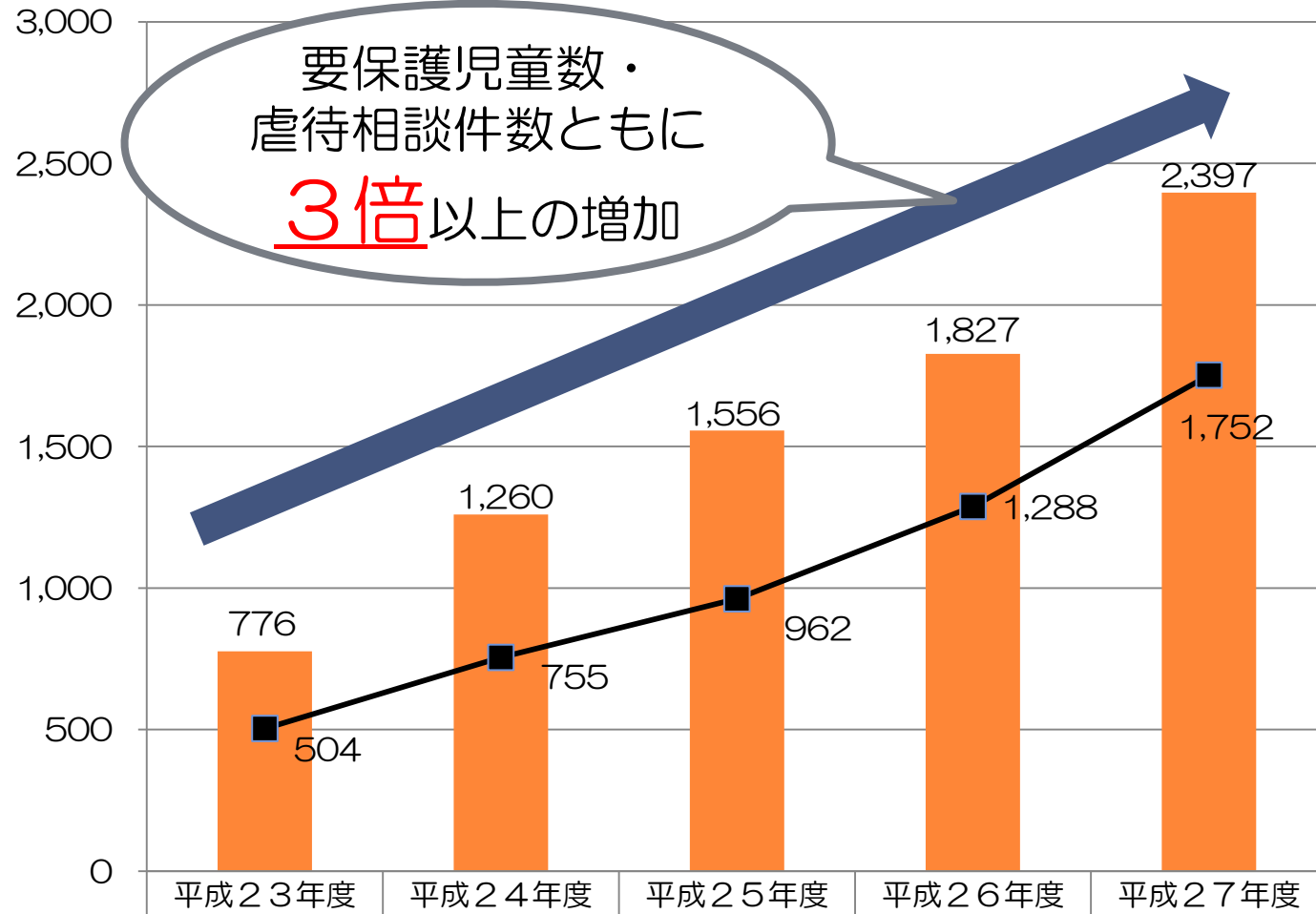
文部科学省の調査では、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合の推定値は6.5%となっており、潜在的に支援が必要な子どもは把握しているよりも多い可能性がある

※ () 内数値は、児童生徒に占める割合
※ 小・中学校とも医師による診断書の提出がある人数

子どもの育ち支援施策における現状と課題③（児童虐待）

【児童虐待】保護者等が、子どもの心や身体を傷つけ子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指し、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4種類

◆要保護児童数及び虐待相談件数の推移



主なポイント

- 児童虐待相談の体制が不十分
- 体制強化に向けた人材育成が急務
- 様々な機関との子どもの情報を共有する時間の不足
- 児童福祉法の改正による新たな業務等への対応

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要保護児童数（養護相談も含む）	776	1,260	1,556	1,827	2,397
うち、虐待相談件数	504	755	962	1,288	1,752

子どもの育ち支援施策における現状と課題④（不登校）

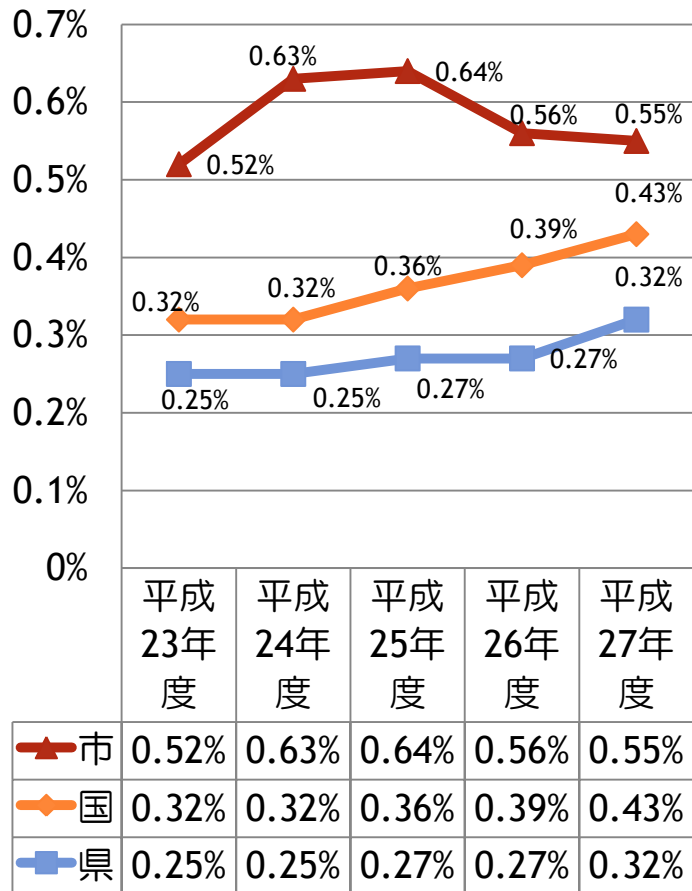
【不登校】 年間30日以上欠席した児童生徒のうち、「病気」や「経済的理由」を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況

◆小・中学校の不登校児童生徒の推移

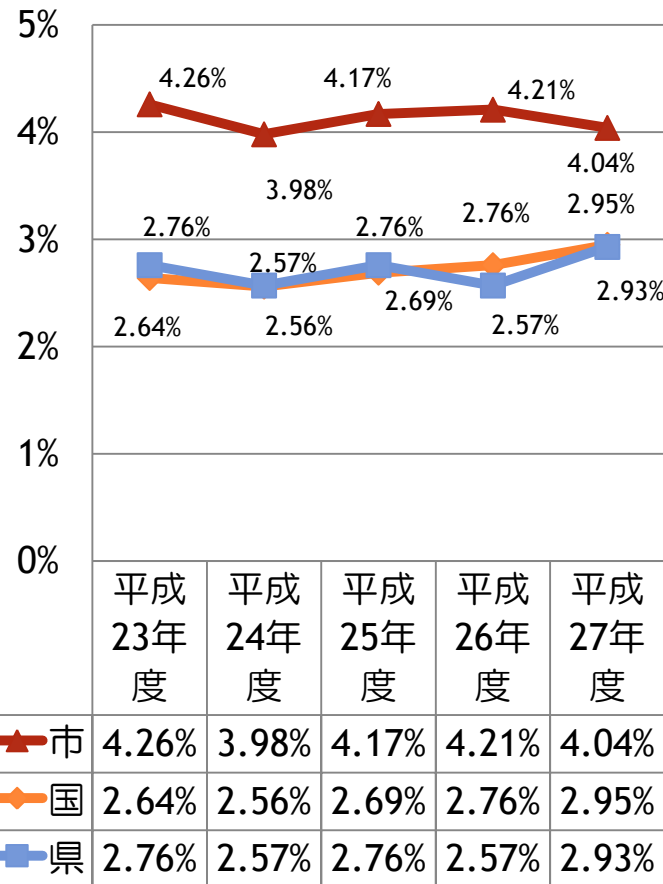
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	120人	141人	141人	123人	120人
中学校	439人	413人	429人	426人	407人

◆国・県・市における小・中学校の不登校児童生徒の出現率の推移

小学校



中学校



主なポイント

- 小・中学校ともに全国や兵庫県と比較して不登校の出現率が高い。中学校では、全国に比べ1.4倍
- 不登校の理由は多岐に渡るため、教育だけではなく、様々な部局が総合的に不登校の支援方針・支援プログラムを作成する体制が必要

子どもの育ちに係る支援センターの必要性

現状と課題のまとめ

- 子どもの教育に関する悩みや、子育てに不安を感じる保護者の割合が高い
- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化、複雑化、深刻化
 - 児童虐待の相談件数の増加
 - 発達障害やその疑いのある子どもの増加
 - いじめ、不登校、集団不適應に悩む子どもの存在
- 機関単独による対応での解決が困難なケースが増加、年齢に切れ目なく総合的な支援ができていない

従来の組織や業務のあり方にとらわれない体制づくりが求められている

ひと咲きプラザの施設を改修し、新たに設置予定

これらに対応するため

子どもの育ちに係る支援センター

- 子どもや子育て支援に係る専門集団を配置
- 子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、支援を実施
- 場合によっては、より高度な専門支援機関へつなぐ中核施設

主なポイント

- 子どもの年齢に応じた切れ目のない支援（縦の連携）
- 福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援（横の連携）

子どもの育ちに係る支援センターの機能①（検討イメージ）

1 総合相談・専門相談支援機能

①総合相談機能	<ul style="list-style-type: none">・相談員を配置・来所や電話で寄せられる身近な育児相談から専門的な相談まで、幅広い初期相談に対応・専門相談が必要な場合は、新センター内の専門職員や関係機関等につなぐ
②発達相談支援	<ul style="list-style-type: none">・育児相談、発達相談、発達検査の実施(必要に応じて診察)・5歳児発達相談の実施・幼児支援教室の運営、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニングの実施・幼稚園、保育施設、認定こども園、学校への専門職の派遣・おおむね18歳までの子どもを一貫して支援する体制を検討し、子どもの情報を適切に引き継ぎが行えるよう学校と連携
③家庭児童相談	<ul style="list-style-type: none">・家庭児童相談の実施、児童ケースワーカーを配置・要保護児童対策地域協議会の調整機関の設置・保健所等（母子保健部門）との連携強化
④教育相談・不登校対策支援	<ul style="list-style-type: none">・不登校や友人関係などの相談や不登校対策支援・指導主事を配置・子どもの状況に応じた支援プログラム等の作成、支援の実施・適応指導教室「はつらつ学級」の設置
⑤各機能の「つなぎ」の強化	<ul style="list-style-type: none">・専門職が有機的に連携し、ケース会議等を実施・専門職間のネットワークを強化し、官民連携して支援を実施

子どもの育ちに係る支援センターの児童ケースワーカーの役割

0歳から18歳まで
「切れ目のない」
支援を目指します！

総合相談機能

発達相談支援

相談受付

支援方針作成・PDCA・情報共有

終結・フォロー

**各機能のつなぎ
の強化**

**教育相談・不登校
対策支援**

家庭児童相談

主なポイント

- 要保護児童対策地域協議会で管理している子どもの支援状況の進捗管理を行う
- 関係部署や関係機関との連携調整のつなぎ役

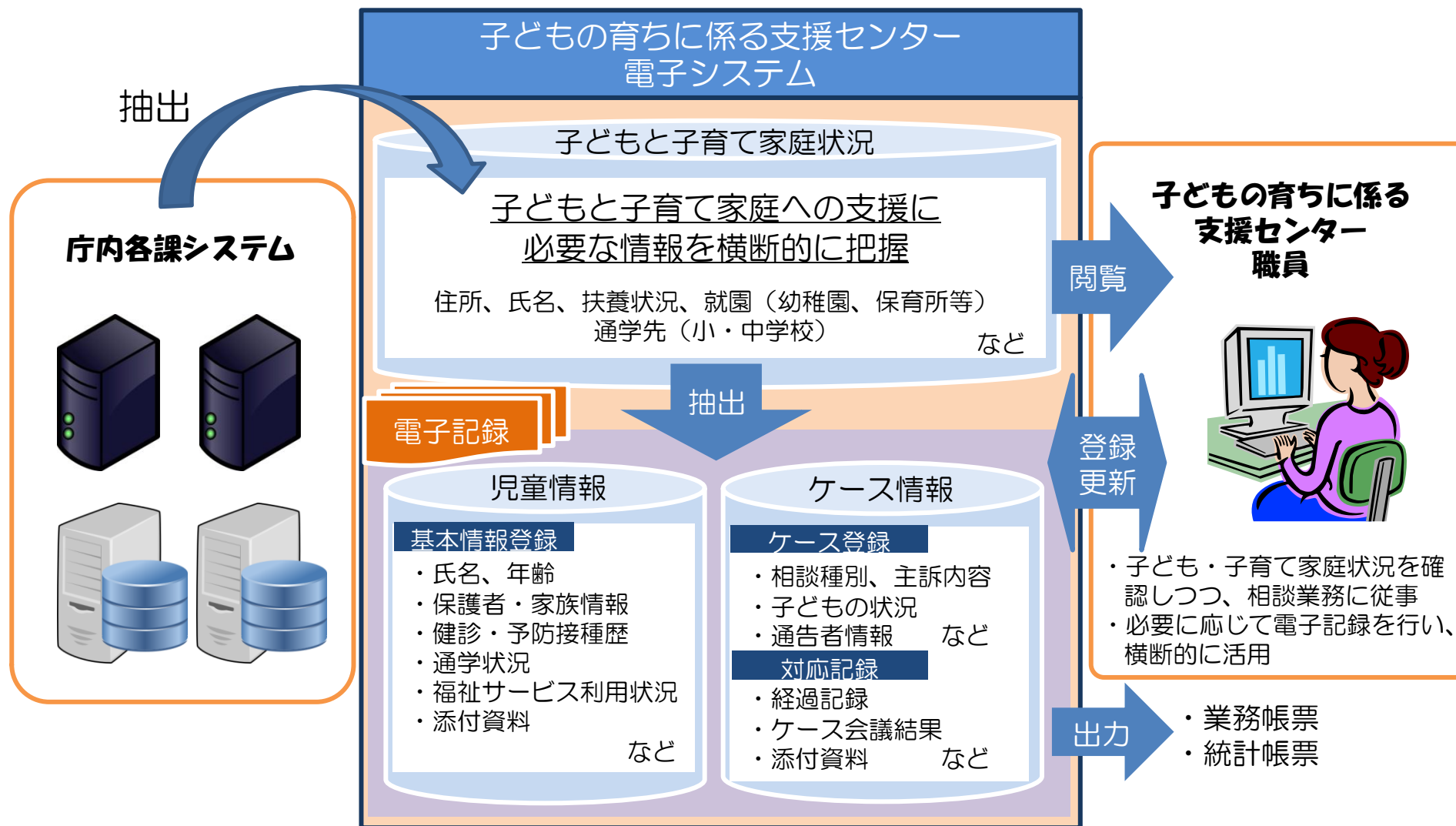


児童ケースワーカー

子どもの育ちに係る支援センターの機能②（検討イメージ）

2 支援歴等の電子記録の構築

- 一人ひとりの子どもを総合的かつ継続的に支援するため、子どもの支援歴等の記録を電子化
- 子どもの育ちに係る支援センター内での支援内容等を一元的に把握
- 個人情報保護の観点から十分に考慮し、セキュリティ対策を講じる



あまがさき・ひと咲きプラザ

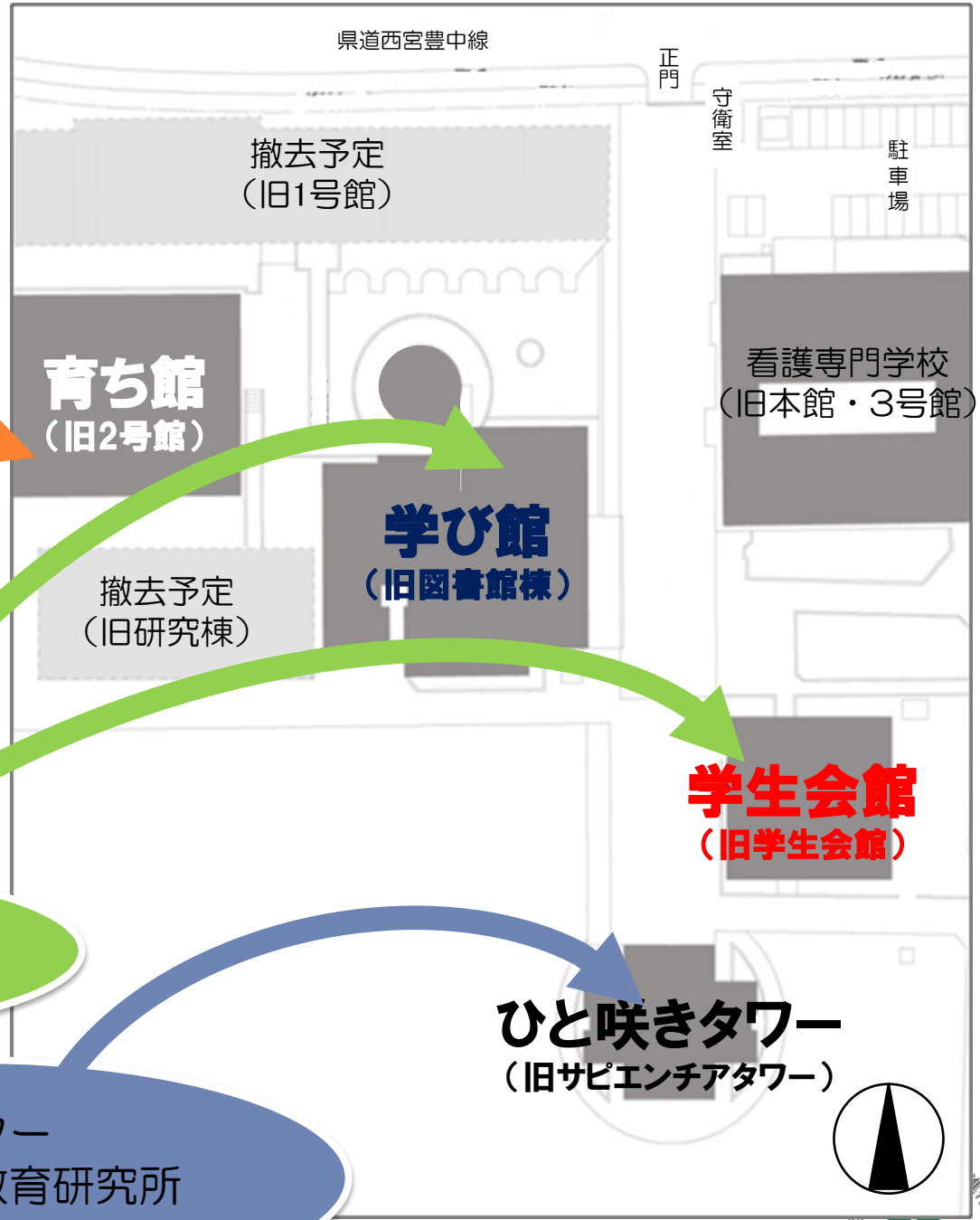
- 「学びと育ちを支援する」機能を持つ施設
- 「子どもの育ちを支える機能」、「教員・職員の人材育成機能」、「市民の交流・学習機能」が有機的に連携する拠点

子どもの育ち支援に係る支援センター

- ◆ 総合相談機能
- ◆ 発達相談支援
- ◆ 家庭児童相談
- ◆ 教育相談・不登校対策支援

◆ 青少年センター機能

- ◆ 教育総合センター
- ◆ 学びと育ちの教育研究所
- ◆ 尼崎まち大学 5



子どもの育ちに係る支援センターの今後のスケジュール

平成29年6月～12月	工事実施設計
平成30年7月～平成31年3月	建物改修工事
平成31年度	施設オープン（予定）

《問い合わせ先》

➤ こどもの育ち支援センター準備担当

TEL：06-6489-6546、FAX：06-6489-6373

E-mail：ama-kodomonosodachi@city.amagasaki.hyogo.jp

